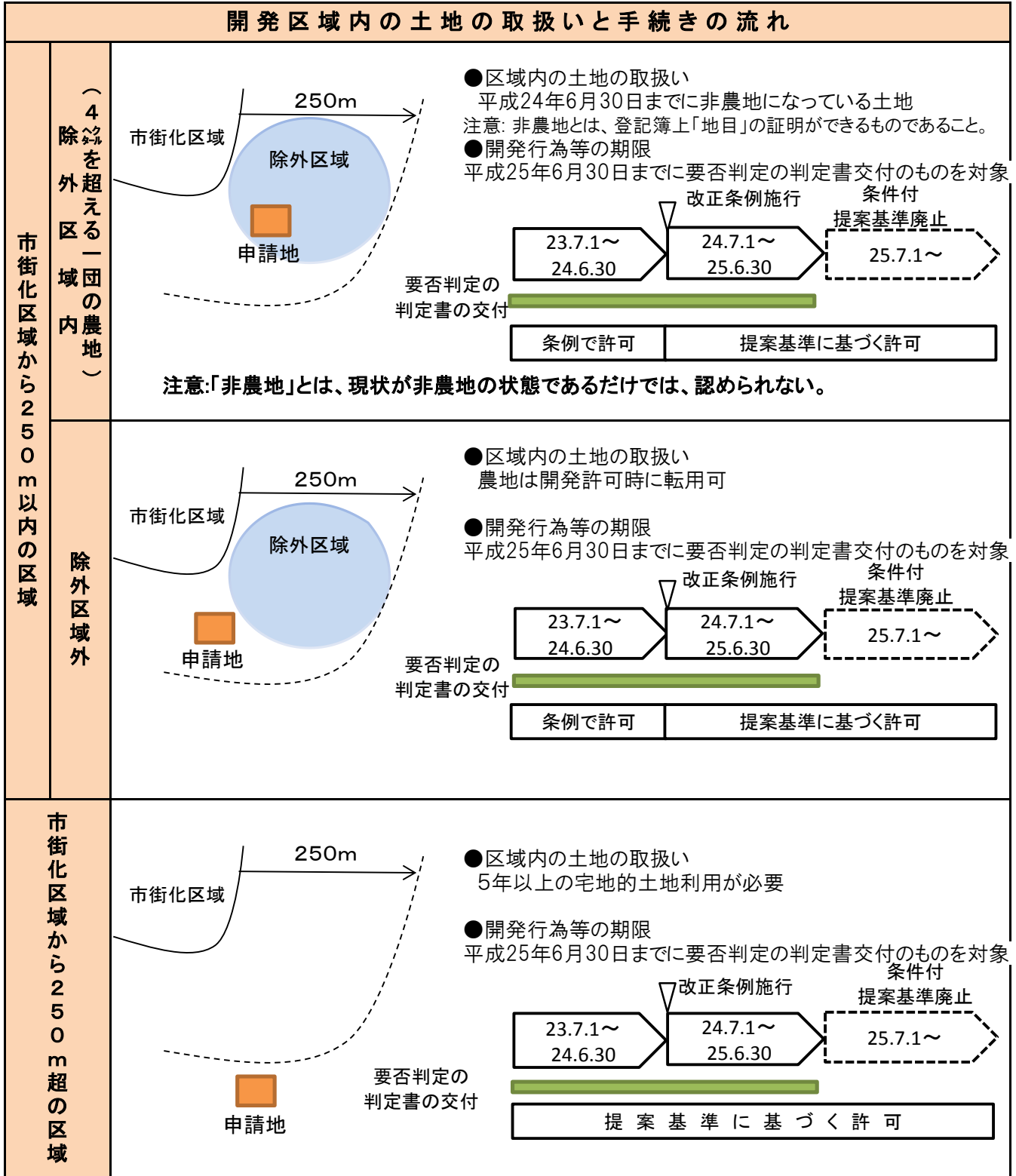


【経過措置】

(堺市開発審査会提案基準11の概要)

●基準改正のポイント

- ・現行の提案基準11に都市計画法第34条第11号に基づく条例の基準を追加
- ・除外区域農地(4haを超える一団の農地の区域)は改正条例の施行までに非農地となっている土地を対象
- ・本基準に基づく開発行為等の対象は、平成25年6月30日までに要否判定の判定書の交付を行ったもの



注意: 要否判定書の有効期限は1年間